

# 伊賀市審議会等の見直し方針

2014(平成26)年2月

伊 賀 市



## 見直し方針策定の背景

2013（平成25）年8月に実施した各所属の主幹・係長級職員に対する聞き取り調査の結果、「審議会等が多い」、「各種計画の進行管理が重複している」との意見が大多数を占めています。

現在、市には100を超える審議会等があり、他団体と比較しても圧倒的に多い状況です。

また、各種計画の進行管理及び実績報告を審議会等で行っていますが、これらのことは、職員の事務負担増や業務の煩雑化を招いています。

については、既存の審議会等を見直すことにより廃止・統合を進め、簡素で効率的な行政運営を行うため、見直し方針を策定します。

### 1. 見直しの目的

本市では、行政のスリム化・効率化を図るため、2011（平成23）年3月に策定した「第2次伊賀市行財政改革大綱及び実施計画」において、組織及び審議会等の見直しを位置づけています。

また、現在策定中の第2次総合計画においても、各種計画・審議会等を整理統合し、一元的な進行管理による効率的な市政運営を行うこととしています。

このことから、附属機関としての各種審議会等及びこれに準ずる合議機関（以下「審議会等」という。）の効率的な活用と活性化を図るため、次のとおり審議会等の設置数及び委員定数を見直します。併せて、今後、委員報酬・報償についても見直しを行います。

### 2. 見直しの対象

見直しの対象とする審議会等は、次に掲げるものとします。

#### （1）附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置した審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関とします。

## (2) 附属機関に準ずる機関

市民等の意見を聴取し、又は関係機関と協議するため、規則、規程及び要綱等により設置された審議会、審査会、委員会、懇談会、調査会、協議会、研究会、推薦会、評議会等の各種の合議機関とします。

## 3. 審議会等の設置状況

本市では、2013（平成25）年11月30日現在、別表のとおり100を超える審議会等が設置されており、他自治体と比較しても極めて多い状況です。

また、設置当時の必要性が現在は低下しているもの、審議内容を施策へ反映できていないもの、さらには委員定数等が審議内容と比べ過大であるものがみられます。

## 4. 設置数の見直し

前述の状況を改善するため、既存の審議会等については、法令で設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項により廃止又は整理・統合するものとします。

### (1) 設置の必要性

審議会等の設置は「諮問・答申が必要なもの」、「審査する目的が明確なもの」を原則とし、単なる意見聴取の機会としない。審議会等を設置する所期の目標が概ね達成されたもの又は現在の社会・経済情勢に照らし設置の必要性が低下したものは、廃止します。

### (2) 開催実績

直近の年度で開催実績がない又は開催回数が著しく少ないもので、実質上の休眠状態にあるものは、廃止します。特に3年間、未開催のものは原則として廃止します。なお、案件型の審議会等（審議案件があるときのみ会議を開催するもの）については、開催実績がないことで直ちに廃止の対象とはしないこととします。

### (3) 代替措置の有無

アンケート、パブリックコメント、有識者・団体からの意見聴取等他の手法による代替が可能なものは、廃止します。

### (4) 審議内容

審議内容が連絡事項の伝達、行政情報の提供のみとなっているもの及び審議結果を市政に反映させる方法が定かでないものは、廃止します。

### (5) 類似する審議会等の整理・統合

設置目的及び所掌事項が他の審議会と類似又は重複しているものや、関連又は上位に位置付けられる審議会があるものは、審議会等の所掌事務の範囲

を広げるなど見直しを図り、できる限り整理・統合します。

#### (6) 審議会等の名称

附属機関に準ずる機関のうち、意見交換を目的に設置した審議会、審査会、調査会、委員会及び協議会は、名称を意見交換会や懇談会等に変更します。

### 5. 審議会等の新設

新たな審議会等の設置については、設置の必要性和下記の事項を充分精査検討することとします。

#### (1) 既存の審議会等の活用

既存の審議会等の所掌事項を拡大し、新たな審議・検討事項をそれらに含めて審議することを検討します。

#### (2) 代替手法の活用

アンケートによる意向調査、パブリックコメント・広報紙・ホームページ・行政情報チャンネルによる意見募集、市民・学識経験者・関係団体からの意見聴取等代替手法の活用を検討します。

### 6. 委員定数等の見直し

実効性のある審議及び簡素で効率的な運営を図るため、全ての審議会等について委員定数を最小限にします。また、委員の選任に際しては、引き続き「附属機関の委員等の選任に関する基準」に基づいて運用します。

#### (1) 委員定数

法令で設置が義務付けられているものを除き、原則として15人以内とします。これを超える場合は、委員の改選時に削減します。なお、現員数が委員定数より少ない場合は、現員数に合わせて委員定数を削減します。また、委員定数を削減しても支障がない場合は、必要最小限まで削減します。

#### (2) 委員の選出区分

審議会等の設置目的及び内容を考慮し、選出区分の設定が妥当なものか改めて検討します。また、運営が行政主導とならないよう原則として職員を委員に任命しないものとします。

### 7. 見直しによる目標

審議会等の設置数及び委員定数等について、平成29年3月31日までに、全体で3割以上の削減を目標とします。

### 8. 委員報酬及び報償の見直し（設置数及び委員定数の見直し後）

今回の審議会等の設置数及び委員定数の見直し後に、再度、報酬及び報償費について、その活動の性質に応じて、額の引き下げ若しくは報償費の廃止を検

討します。

#### 9. その他

審議会等の統廃合に準じ、庁内会議の統廃合も同時に行うものとします。

審議会等の開催にあたっては、特別に事項を決めており詳細説明が必要な場合を除き、むやみに関係課長等を招集しないこととします。

#### 10. 見直し結果の報告

本見直しは2014（平成26）年度からの総合計画における「計画の推進」に係る「進行管理のしくみ」の中で、「各種計画・審議会等の整理統合」に位置づけられていることから、見直し結果については、総合計画の進行管理の中で庁議による報告及び市民等への公表を行います。

別表

審議会等の部・課別設置状況

2013（平成25）年11月30日現在

部名等	課名等	件数	部等別件数
市長直属	契約監理室	1	4
	総合危機管理室	2	
	市政再生室	1	
総務部	総務課(選管含)	3	5
	人事課	2	
企画財政部	秘書広報課	5	18
	企画課	11	
	管財課	2	
人権生活環境部	人権政策・男女共同参画課	2	16
	同和課	1	
	いがまち人権センター	1	
	ライトピアおおやまだ	1	
	青山文化センター	1	
	市民生活課	2	
	市民活動推進課	2	
	環境政策課	3	
	清掃事業課	3	
健康福祉部	障がい福祉課	4	16
	厚生保護課	1	
	こども家庭課	1	
	介護高齢福祉課	5	
	保険年金課	1	
	健康推進課	3	
	地域医療対策課	1	
産業振興部	農林振興課	5	7
	商工労働課	2	
建設部	都市計画課	6	7
	中心市街地推進課	1	

部名等	課名等	件数	部等別件数
消防本部	消防総務課	1	2
	消防予防課	1	
伊賀支所	振興課	2	3
	住民福祉課	1	
島ヶ原支所	振興課	1	1
阿山支所	住民福祉課	1	1
大山田支所	振興課	1	2
	住民福祉課	1	
青山支所	住民福祉課	1	1
監査委員事務局		2	2
農業委員会事務局		2	2
水道部	施設課	2	2
教育委員会	教育総務課	1 1	2 6
	学校教育課	3	
	生涯学習課	6	
	文化財室	2	
	中央公民館	1	
	スポーツ振興課	1	
	上野図書館	2	
合 計			1 1 5